

(証券コード5758)
2015年6月3日

株 主 各 位

大阪市東成区神路三丁目 8 番36号
F C M 株 式 会 社
代表取締役社長 市 居 律 雄

第67期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第67期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2015年6月17日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2015年6月18日（木曜日）午前10時00分
2. 場 所 大阪市東成区神路三丁目 8 番36号
当社本店 多目的ホール（末尾ご案内図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 第67期（2014年4月1日から2015年3月31日まで）事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件
決 議 事 項
第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役4名選任の件

以 上

~~~~~  
(お願い) ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎会場の準備の都合上、受付開始は午前9時15分を予定しております。

◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、修正後の内容をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.fc-m.co.jp/ir.html>）に掲載させていただきます。

◎節電対策として当日は軽装にて実施させていただきますので、予めご了承賜りますようお願い申し上げます。

## (提供書面)

### 事業報告

( 2014年4月1日から  
2015年3月31日まで )

#### 1. 会社の現況に関する事項

##### (1) 事業の経過及びその成果

当期における世界経済は、中国など新興国での成長に減速感が見られ、欧州経済も停滞が続きました。一方、米国経済は雇用回復や堅調な個人消費により好調に推移しております。国内では消費税増税の影響や個人所得が伸び悩むなか、政府の経済施策などでの景気下支えもあり緩やかながらも回復基調となっております。

このような経営環境のもと、当社では各セグメントにおいて販売拡大や収益性改善に取り組みました。

その結果、当期の業績は売上高20,978百万円（前期比14.0%増）、営業利益706百万円（前期比388.1%増）、経常利益775百万円（前期比318.1%増）、当期純利益469百万円（前期比394.2%増）となりました。

単位（百万円）

|           | 前期<br>2014年3月期 | 当期<br>2015年3月期 | 増減率    |
|-----------|----------------|----------------|--------|
| 売上高       | 18,401         | 20,978         | 14.0%  |
| 営業利益      | 144            | 706            | 388.1% |
| 経常利益      | 185            | 775            | 318.1% |
| 当期純利益     | 94             | 469            | 394.2% |
| (参考)加工売上高 | 3,206          | 3,964          | 23.6%  |

(注) 当社では売上高から主要な材料費等を控除した金額を「加工売上高」と称し、経営指標として用いております。

セグメント別の業績概要は、以下のとおりです。

（電子機能材事業）

電子機器や電子部品に使用される部材の表面処理加工を主とする電子機能材事業では、売上高6,010百万円（前期比26.1%増）となりました。特に、スマートフォンやタブレット端末向けの需要が旺盛で価格・品質に対する要求が厳しいなか、貴金属の使用量削減や製造方法の改善で収益性の向上を図りました。自動車部品向けも底堅く推移し、フィルム関連製品では医療機器や検査装置向けが順調に数量を伸ばしています。以上の結果、当該セグメントの経常利益は607百万円（前期は51百万円の経常利益）となりました。

（電気機能線材事業）

電線・配線用ケーブル・通信用ケーブルなどの伸線加工を主とする電気機能線材事業では、売上高14,967百万円（前期比9.8%増）となりました。主力の設備用電線など建設・電販向けが回復基調となったことに加え、太陽光発電パネル向けなども計画を上回る受注となりました。非電線用途の異型線加工も堅調に推移するなど業容の拡大にも継続して取り組んだ結果、当該セグメントの経常利益は168百万円（前期比26.3%増）となりました。

単位（百万円）

|          | 前期<br>2014年3月期 |        |           |        | 当期<br>2015年3月期 |        |           |        | 増減率   |           |
|----------|----------------|--------|-----------|--------|----------------|--------|-----------|--------|-------|-----------|
|          | 売上高            | 構成比    | 加工<br>売上高 | 構成比    | 売上高            | 構成比    | 加工<br>売上高 | 構成比    | 売上高   | 加工<br>売上高 |
| 電子機能材事業  | 4,767          | 25.9%  | 2,222     | 69.3%  | 6,010          | 28.7%  | 2,901     | 73.2%  | 26.1% | 30.5%     |
| 電気機能線材事業 | 13,633         | 74.1%  | 984       | 30.7%  | 14,967         | 71.3%  | 1,063     | 26.8%  | 9.8%  | 8.0%      |
| 合計       | 18,401         | 100.0% | 3,206     | 100.0% | 20,978         | 100.0% | 3,964     | 100.0% | 14.0% | 23.6%     |

当社の利益配分については、将来の事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、業績と配当金額との連動性を重視しております。内部留保金については、将来の成長分野及び研究開発への投資により事業・業績の拡大を図るとともに、財務体質の強化にも努めております。配当の時期については中間配当と期末配当の年2回としております。これらの剰余金の配当の決議機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。具体的な利益配分に関する基本方針は以下のとおりです。

- ① 業績に連動した利益配分を基準とする。
- ② 配当性向は、純利益の30%を目標とする。

上記方針に基づき、期末配当については1株当たり83円とする案を株主総会にお諮りいたします。その結果、年間で前期比66円増配の1株当たり83円となる予定です。

## (2) 設備投資の状況

当期の主な設備投資は、電子機能材事業部における生産設備の増設及び更新（163百万円）及び検査装置増設（32百万円）並びに電気機能線材事業部における伸線設備の更新（17百万円）に伴う投資によるものです。なお事業所別の設備投資額は以下のとおりであります。

|       |        |
|-------|--------|
| 大阪    | 80百万円  |
| 富山    | 150百万円 |
| 京都    | 39百万円  |
| <hr/> |        |
| 合計    | 271百万円 |

## (3) 資金調達の状況

設備投資に必要な資金は自己資金によってまかなっております。

#### (4) 対処すべき課題

当社に関連する電子部品業界・電線業界のいずれも、これまで以上に厳しい経営環境になることが予想されます。創業以来、現場・現物に密着したモノづくりを追求してきた当社といたしましては、変わらずモノづくりの技術を追求め、あわせて適時適切な設備投資によって効率的な生産体制を構築してまいります。顧客基盤の強化・充実により売り上げを伸ばすとともに、コスト・品質競争力の一層の強化に努め、成長の継続を図ってまいります。他方、研究開発にも積極的に取り組み、新製品・新市場の創生を目指してまいります。

- ①人材の育成、特にモノづくりに関わるスペシャリストの育成に注力いたします。企画開発・生産・品質管理の各工程において、より専門的かつ高度な能力を持つスペシャリストの存在が欠かせません。ベテラン社員の技能承継も含め、人材の育成に注力してまいります。
- ②競争力を生み出す生産や品質管理に関する投資を進めてまいります。投資のタイミングとその効果、既存能力の維持更新と新規投資との配分など、より効率的なものとなるよう慎重かつ迅速に検討してまいります。また、薬品を扱う特定施設に指定されていることを鑑み、環境等に関する投資に対しても積極的に進めてまいります。
- ③主要事業のそれぞれで新規開発の伸長に取り組んでまいります。電子機能材事業におきましては、めっき等の表面改質技術をコアにして保有技術の複合化により差別化を図ります。特に研究開発においては、これまでの知見やノウハウに加え外部との連携も検討しながら、新たな製品・マーケットの開拓を目指します。電気機能線材事業におきましても、非電線分野を中心に新たな製品の開発と販売を展開してまいります。
- ④事業の拡大に必要な継続的な投資や経営環境の急変にも耐えうるよう、より一層の財務体質の改善に努めてまいります。

### (5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

|                                           | 第64期                        | 第65期                        | 第66期                        | 第67期(当期)                    |
|-------------------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
|                                           | 2011年4月1日から<br>2012年3月31日まで | 2012年4月1日から<br>2013年3月31日まで | 2013年4月1日から<br>2014年3月31日まで | 2014年4月1日から<br>2015年3月31日まで |
| 売 上 高 (百万円)                               | 18,042                      | 16,009                      | 18,401                      | 20,978                      |
| 経 常 利 益<br>又は経常損失 (△) (百万円)               | 206                         | △65                         | 185                         | 775                         |
| 当 期 純 利 益<br>又は当期純損失 (△) (百万円)            | 113                         | △319                        | 94                          | 469                         |
| 1株当たり当期純利益<br>又は1株当たり当期純<br>損 失 ( △ ) (円) | 66.32                       | △187.57                     | 55.71                       | 275.29                      |
| 総 資 産 (百万円)                               | 9,818                       | 9,277                       | 8,999                       | 9,810                       |
| 純 資 産 (百万円)                               | 3,548                       | 3,193                       | 3,291                       | 3,737                       |
| 1株当たり純資産額 (円)                             | 2,082.18                    | 1,874.32                    | 1,932.10                    | 2,193.87                    |

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式数により算出しております。

### (6) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ①親会社との関係

当社の親会社は古河電気工業株式会社であり、同社は当社の株式を940,567株(出資比率55.2%)保有しております。

当社は親会社より銅荒引線の仕入、銅芯線の生産を委託され、これらを納入しております。

#### ②重要な子会社の状況

該当事項はございません。

(7) 主要な事業内容 (2015年3月31日現在)

当社は、電気機器や電子部品に使用されている材料・部品の金属メッキ加工、表面処理加工、製造及び販売を主たる業務とする「電子機能材事業」と、電線、配信用ケーブル、通信用ケーブルなどの伸線加工を主たる業務とする「電気機能線材事業」を行っております。

(8) 主要な営業所及び工場 (2015年3月31日現在)

本社及び大阪・神路工場

大阪市東成区神路三丁目8番36号

大阪・深江北工場

大阪市東成区深江北一丁目16番17号

富山工場

富山県富山市八尾町保内二丁目3番6号

京都工場

京都市南区上鳥羽南唐戸町100番地

名古屋営業所

名古屋市中村区名駅四丁目24番5号 第二森ビル

(9) 従業員の状況 (2015年3月31日現在)

| 従業員数       | 前事業年度末比増減数 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------------|------------|-------|--------|
| 197 (52) 名 | 4名増(19名増)  | 39.8歳 | 11.3年  |

(注) 1. 従業員数は就業員数であり、パート、嘱託社員及び派遣社員等は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 平均年齢及び平均勤続年数は、パート、嘱託社員及び派遣社員等を除外して計算しております。

(10) 主要な借入先及び借入額 (2015年3月31日現在)

| 借入先        | 借入額    |
|------------|--------|
| 株式会社北陸銀行   | 808百万円 |
| 株式会社三井住友銀行 | 593百万円 |
| 株式会社京都銀行   | 323百万円 |

## 2. 株式の状況（2015年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 5,345,068株  
 (2) 発行済株式の総数 1,704,267株（自己株式を含む）  
 (3) 株主数 3,829名（前期末比 282名減）  
 (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                     | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|---------------------------|-------|---------|
| 古 河 電 気 工 業 株 式 会 社       | 940千株 | 55.2%   |
| 小 原 直 人                   | 40千株  | 2.4%    |
| F C M 従 業 員 持 株 会         | 32千株  | 1.9%    |
| 小 原 登                     | 23千株  | 1.4%    |
| 小 原 徹 昭                   | 23千株  | 1.3%    |
| 川 森 晋 治                   | 20千株  | 1.2%    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 14千株  | 0.8%    |
| 山 口 昌 志                   | 10千株  | 0.6%    |
| 吉 村 武 司                   | 9千株   | 0.6%    |
| 弥 栄 電 線 株 式 会 社           | 8千株   | 0.5%    |

（注）持株比率は自己株式（484株）を控除して計算しております。



### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等（2015年3月31日現在）

| 地 位       | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況           |
|-----------|---------|------------------------|
| 代表取締役社長   | 市 居 律 雄 |                        |
| 専 務 取 締 役 | 川 森 晋 治 | 電子機能材事業部、管理部管掌         |
| 取 締 役     | 野 原 彰 洋 | 電子機能材事業部長兼電子機能材事業部営業部長 |
| 取 締 役     | 新 山 晃 生 | 古河電気工業(株)戦略本部経営企画室主査   |
| 常 勤 監 査 役 | 南 出 喜 治 |                        |
| 監 査 役     | 櫻 日 出 雄 | 古河電気工業(株)監査役           |
| 監 査 役     | 土 井 博   | 弁護士                    |

- (注) 1. 2014年6月17日開催の第66期定時株主総会終結の時をもって、取締役芥田泰夫氏、取締役柏木隆宏氏及び監査役国安哲史氏は任期満了により退任いたしました。
2. 取締役新山晃生氏は、社外取締役であります。
3. 監査役櫻日出雄氏及び土井博氏は、社外監査役であります。
4. (1) 常勤監査役南出喜治氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- (2) 監査役櫻日出雄氏は、古河電気工業(株)での経理、財務部門の長年の業務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は監査役土井博氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### (2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

| 区 分                | 支 給 人 員     | 支 給 額            |
|--------------------|-------------|------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 6名<br>(2名)  | 99百万円<br>(1百万円)  |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 4名<br>(3名)  | 9百万円<br>(2百万円)   |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 10名<br>(5名) | 108百万円<br>(3百万円) |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記の報酬等の額には、2014年6月17日開催の第66期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、社外取締役1名及び社外監査役1名の在任中の報酬等の額が含まれております。

3. 取締役の報酬限度額は、2013年6月18日開催の第65期定時株主総会において年額200百万円以内とし、その内訳は年額170百万円以内（うち社外取締役分10百万円）とする固定報酬枠と年額30百万円以内とする業績連動報酬枠とで構成すると決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、2003年6月26日開催の第55期定時株主総会において年額15百万円以内と決議いただいております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 社外取締役に関する事項

|                         | 取 締 役                      |
|-------------------------|----------------------------|
|                         | 新 山 晃 生                    |
| 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況 | 古河電気工業㈱<br>戦略本部経営企画室主査（注）2 |
| 責任限定契約の内容               | （注）1                       |

（注）1. 当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項が定める額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときに限られております。

2. 古河電気工業㈱は当社の親会社であり、当社との間に商品製品の販売及び原材料商品の仕入等の取引関係があります。

#### ② 社外監査役に関する事項

|                         | 監 査 役              |       |
|-------------------------|--------------------|-------|
|                         | 櫻 日 出 雄            | 土 井 博 |
| 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況 | 古河電気工業㈱<br>監査役（注）2 | —     |
| 責任限定契約の内容               | （注）1               | （注）1  |

（注）1. 当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項が定める額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときに限られております。

2. 古河電気工業㈱は当社の親会社であり、当社との間に商品製品の販売及び原材料商品の仕入等の取引関係があります。

③ 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外取締役及び社外監査役が、役員を兼任する親会社または子会社等から、役員として受けた報酬等の総額は、35百万円であります。

④ 社外取締役及び社外監査役の当事業年度中の主な活動状況

|         | 取締役会 |        | 監査役会 |        |
|---------|------|--------|------|--------|
|         | 出席回数 | 出席率    | 出席回数 | 出席率    |
| 取締役新山晃生 | 9回   | 100.0% | —    | —      |
| 監査役櫻日出雄 | 8回   | 88.9%  | 8回   | 88.9%  |
| 監査役土井博  | 12回  | 100.0% | 12回  | 100.0% |

- (注) 1. 取締役新山晃生氏は、出席した取締役会において、社外取締役として、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。
2. 監査役櫻日出雄氏及び監査役土井博氏は、出席した取締役会において、社外監査役として、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。
- また、出席した監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告を行い、他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。
3. 取締役新山晃生氏及び監査役櫻日出雄氏は、2014年6月17日取締役及び監査役就任後の出席回数であります。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

##### (2) 報酬等の額

|                                  | 支 払 額 |
|----------------------------------|-------|
| ・ 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額         | 24百万円 |
| ・ 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 24百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

##### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について以下のとおり決議しております。

### (1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営理念に則った「企業行動規範」を制定し、代表取締役社長がその精神を、役職者をはじめ全従業員に継続的に伝達、且つ教育をすることにより、周知徹底を図り、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。

代表取締役は社長、取締役、部長からなる経営会議を定期的開催し、事業環境の分析、利益計画の進捗状況等の情報の共有化、会社に著しい損害及び利益を及ぼすおそれのある事実の発生、企業行動規範の浸透と遵守、コンプライアンスの徹底を図り、経営判断に反映させる。

また、代表取締役社長はコンプライアンスに関する統括責任者として、管理責任者である管理部長が行うコンプライアンス体制に係る規程の整備、職務分掌、権限表等の制定と徹底を統括する。

コンプライアンス違反に対する社内通報体制として、管理責任者への直接通報窓口を設定するほか、公益通報者保護法の主旨を尊重し、外部機関を利用した通報窓口の2つの経路を設ける。

なお、内部監査部門及び管理部は連携し、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、問題点の把握と改善に努める。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に関わる情報を含め、文書管理規程をはじめとする社内規程に基づき、法令、定款に則った情報、文書の保存、管理を行う。内部監査部門及び管理部は連携し、取締役の職務の執行に関わる情報の保存及び管理について問題なく実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

関連する社内規程は、必要に応じて適宜見直し、改善を図るものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社を取り巻く外部環境や内部環境は時として急激に変化し、これらは経営に大きなリスクをもたらしており、企業が成長を維持する基盤として、リスク管理能力が非常に重要であり、企業評価を大きく左右するという認識に立ち、リスク管理を経営上の大きな課題の1つと捉える。リスク管理体制としては、管理、営業、製造、品質保証、技術開発等の各担当部門の責任及び採るべき行動を分担、管理することとしており、経営上のリスクについては、逐一、経営会議または取締役会に報告し、決裁を得ることとする。規程については、既存の経理規程等の関連規程のほか必要に応じて新たに制定する。

内部監査部門及び管理部は連携し、各部門のリスク管理状況を監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長は、中期経営計画及び年度経営計画に基づいた各部門の目標に対し、職務が効率的に行われるよう監督する。

各部門長は、経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を決定する。代表取締役社長は、その進捗状況について経営会議や各部門会議を通して各部門長に報告させ、施策及び効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図り、重要な案件については取締役会に上程し、承認を得る。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する体制

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役室を置き、必要な人員を配置することができる。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

- (6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は会社に重大な損失を与える事項が発生、または発生するおそれがあるとき、重大な法令並びに定款違反行為を認知した場合のほか、取締役会に付議すべき重要な事項等を、法令及び社内規程等に基づき監査役に報告するものとする。

監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会に出席するとともに、稟議書等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることとする。また、内部監査部門及び会計監査人と定期的な意見交換を実施する。

- (7) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況について

当社は企業行動規範において「反社会的勢力には毅然とした態度で対応します」という基本的な考え方を定め、役職者をはじめ全従業員に周知徹底を図っております。仮に反社会的勢力から接触を受けた場合は、管理部を対応統括部門とし、警察・弁護士等を含め外部機関と連携し、反社会的勢力及び団体に対し断固とした姿勢で臨み、一切の関係を拒絶いたします。

## 6. 会社の支配に関する基本方針

当社としては重要な事項と認識しており、継続的に検討をしておりますが、親会社の議決権の所有割合が50%を超えている現状に鑑みて、現時点での買収防衛策の導入はしていません。

# 貸 借 対 照 表

(2015年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目           | 金 額       | 科 目                     | 金 額       |
|---------------|-----------|-------------------------|-----------|
| (資 産 の 部)     |           | (負 債 の 部)               |           |
| 流 動 資 産       | 6,299,236 | 流 動 負 債                 | 4,229,611 |
| 現 金 及 び 預 金   | 261,280   | 買 掛 金                   | 3,209,824 |
| 受 取 手 形       | 1,406,675 | 1年内返済予定の長期借入金           | 361,986   |
| 電 子 記 録 債 権   | 164,102   | 未 払 金                   | 245,852   |
| 売 掛 金         | 3,661,624 | 未 払 費 用                 | 91,181    |
| 仕 掛 品         | 347,771   | 未 払 法 人 税 等             | 287,432   |
| 原材料及び貯蔵品      | 408,304   | 前 受 金                   | 597       |
| 前 払 費 用       | 12,418    | 預 り 金                   | 23,537    |
| 繰 延 税 金 資 産   | 33,883    | 役 員 賞 与 引 当 金           | 9,200     |
| 未 収 入 金       | 2,055     | 固 定 負 債                 | 1,843,441 |
| そ の 他         | 1,119     | 長 期 借 入 金               | 1,363,503 |
| 固 定 資 産       | 3,511,691 | 長 期 未 払 金               | 71,715    |
| 有 形 固 定 資 産   | 3,303,278 | 退 職 給 付 引 当 金           | 408,223   |
| 建 物           | 748,883   | 負 債 合 計                 | 6,073,053 |
| 構 築 物         | 16,535    |                         |           |
| 機 械 及 び 装 置   | 575,574   | (純 資 産 の 部)             |           |
| 車 両 運 搬 具     | 5,454     | 株 主 資 本                 | 3,731,153 |
| 工具、器具及び備品     | 84,878    | 資 本 金                   | 687,749   |
| 土 地           | 1,863,981 | 資 本 剰 余 金               | 826,871   |
| 建 設 仮 勘 定     | 7,971     | 資 本 準 備 金               | 826,871   |
| 無 形 固 定 資 産   | 9,864     | 利 益 剰 余 金               | 2,217,587 |
| ソ フ ト ウ ェ ア   | 1,837     | 利 益 準 備 金               | 20,485    |
| 電 話 加 入 権     | 1,476     | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 2,197,102 |
| 公 共 施 設 利 用 権 | 6,550     | 別 途 積 立 金               | 431,728   |
| 投資その他の資産      | 198,547   | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 1,765,374 |
| 投 資 有 価 証 券   | 37,785    | 自 己 株 式                 | △1,055    |
| 出 資 金         | 28        | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 6,721     |
| 従業員に対する長期貸付金  | 70        | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 6,721     |
| 長 期 前 払 費 用   | 6,276     | 純 資 産 合 計               | 3,737,874 |
| 繰 延 税 金 資 産   | 145,525   | 負 債 純 資 産 合 計           | 9,810,927 |
| 敷 金 及 び 保 証 金 | 8,862     |                         |           |
| 資 産 合 計       | 9,810,927 |                         |           |



# 損 益 計 算 書

( 2014年4月1日から  
2015年3月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額        |
|-------------------------|------------|
| 売 上 高                   | 20,978,878 |
| 売 上 原 価                 | 19,072,046 |
| 売 上 総 利 益               | 1,906,831  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 1,200,599  |
| 営 業 利 益                 | 706,232    |
| 営 業 外 収 益               |            |
| 受 取 利 息                 | 10         |
| 受 取 配 当 金               | 579        |
| 助 成 金 収 入               | 2,100      |
| ス ク ラ ッ プ 売 却 益         | 72,779     |
| 受 取 賃 貸 料               | 4,308      |
| 雑 収 入                   | 8,746      |
| 営 業 外 費 用               |            |
| 支 払 利 息                 | 10,870     |
| 賃 貸 費 用                 | 2,268      |
| 売 上 割 引                 | 5,784      |
| 経 常 利 益                 | 18,923     |
| 特 別 利 益                 |            |
| 特 別 利 益                 |            |
| 固 定 資 産 売 却 益           | 2,517      |
| 特 別 損 失                 |            |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 26,976     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 775,834    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 295,380    |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △13,038    |
| 当 期 純 利 益               | 751,375    |
|                         | 469,033    |

# 株主資本等変動計算書

( 2014年4月1日から  
2015年3月31日まで )

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |         |              |        |          |               |              |        |           |
|-------------------------|---------|---------|--------------|--------|----------|---------------|--------------|--------|-----------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金   |              | 利益剰余金  |          |               |              | 自己株式   | 株主資本合計    |
|                         |         | 資本準備金   | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金  | その他利益剰余金 |               | 利益剰余金<br>合 計 |        |           |
|                         |         |         |              |        | 別 積 立 金  | 繰越利益<br>剰 余 金 |              |        |           |
| 当 期 首 残 高               | 687,749 | 826,871 | 826,871      | 20,485 | 431,728  | 1,325,305     | 1,777,519    | △948   | 3,291,191 |
| 当 期 変 動 額               |         |         |              |        |          |               |              |        |           |
| 剰余金の配当                  |         |         |              |        |          | △28,965       | △28,965      |        | △28,965   |
| 当 期 純 利 益               |         |         |              |        |          | 469,033       | 469,033      |        | 469,033   |
| 自己株式の取得                 |         |         |              |        |          |               |              | △106   | △106      |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |         |         |              |        |          |               |              |        |           |
| 当期変動額合計                 | —       | —       | —            | —      | —        | 440,068       | 440,068      | △106   | 439,962   |
| 当 期 末 残 高               | 687,749 | 826,871 | 826,871      | 20,485 | 431,728  | 1,765,374     | 2,217,587    | △1,055 | 3,731,153 |

|                         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |                        | 純資産合計     |
|-------------------------|------------------|------------------------|-----------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |           |
| 当 期 首 残 高               | 801              | 801                    | 3,291,992 |
| 当 期 変 動 額               |                  |                        |           |
| 剰余金の配当                  |                  |                        | △28,965   |
| 当 期 純 利 益               |                  |                        | 469,033   |
| 自己株式の取得                 |                  |                        | △106      |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | 5,919            | 5,919                  | 5,919     |
| 当期変動額合計                 | 5,919            | 5,919                  | 445,881   |
| 当 期 末 残 高               | 6,721            | 6,721                  | 3,737,874 |

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① その他有価証券

- ・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・時価のないもの

移動平均法による原価法

#### ② たな卸資産

- ・原材料・製品・仕掛品
- ・貯蔵品

月次総平均法による原価法

最終仕入原価法

なお、収益性が低下したたな卸資産については、帳簿価額を切り下げております。

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～38年

機械及び装置 2～7年

#### ② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 役員賞与引当金

役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

#### ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

### (4) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

### (5) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 2. 表示方法の変更にに関する注記

前事業年度まで貸借対照表上、流動資産の「受取手形」に含めて表示しておりました「電子記録債権」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

なお、前事業年度の流動資産の「受取手形」に含まれる「電子記録債権」は37,673千円であります。

前事業年度まで損益計算書上、営業外収益の「雑収入」に含めて表示しておりました「受取賃貸料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

なお、前事業年度の営業外収益の「雑収入」に含まれる「受取賃貸料」は1,471千円であります。

前事業年度まで損益計算書上、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「賃貸費用」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

なお、前事業年度の営業外費用の「その他」に含まれる「賃貸費用」は776千円であります。

## 3. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### ① 担保に供している資産

|    |           |
|----|-----------|
| 建物 | 403,473千円 |
| 土地 | 363,242千円 |
| 計  | 766,716千円 |

#### ② 担保に係る債務の金額

|               |           |
|---------------|-----------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 82,022千円  |
| 長期借入金         | 726,706千円 |
| 計             | 808,728千円 |

ただし、根抵当権及び根担保設定のため上記債務のうち、実際担保されている債務の極度額は、576,000千円であります。

### (2) 有形固定資産の減価償却累計額

5,329,269千円

減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

### (3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

|          |             |
|----------|-------------|
| ① 短期金銭債権 | 187,316千円   |
| ② 短期金銭債務 | 2,467,064千円 |

## 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|            |              |
|------------|--------------|
| ① 売上高      | 2,384,201千円  |
| ② 仕入高      | 10,373,844千円 |
| ③ その他営業取引高 | 6,720千円      |

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数  |
|-----------|------------|------------|------------|------------|
| 普 通 株 式   | 1,704,267株 | 一株         | 一株         | 1,704,267株 |

### (2) 自己株式の数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|-----------|------------|------------|------------|-----------|
| 普 通 株 式   | 425株       | 59株        | 一株         | 484株      |

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取による増加分であります。

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ①配当金支払額

| 決議予定                      | 株式の種類 | 配当金の<br>総額 | 1株当たり<br>配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|---------------------------|-------|------------|--------------|------------|------------|
| 2014年6月17日<br>定 時 株 主 総 会 | 普通株式  | 28,965千円   | 17円          | 2014年3月31日 | 2014年6月18日 |

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

| 決議予定                      | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の<br>総額 | 1株当たり<br>配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|---------------------------|-------|-------|------------|--------------|------------|------------|
| 2015年6月18日<br>定 時 株 主 総 会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 141,413千円  | 83円          | 2015年3月31日 | 2015年6月19日 |

## 6. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### (繰延税金資産)

|                  |           |
|------------------|-----------|
| 減価償却超過額          | 4,789千円   |
| 減損損失             | 63,134千円  |
| 退職給付引当金          | 131,385千円 |
| 長期未払金            | 23,063千円  |
| 研究開発費            | 1,911千円   |
| 未払事業税及び未払地方法人特別税 | 25,130千円  |
| ゴルフ会員権評価損        | 1,395千円   |
| その他              | 8,934千円   |
| 繰延税金資産小計         | 259,745千円 |
| 評価性引当額           | △77,150千円 |
| 繰延税金資産合計         | 182,595千円 |

#### (繰延税金負債)

|              |           |
|--------------|-----------|
| その他有価証券評価差額金 | △3,186千円  |
| 繰延税金負債合計     | △3,186千円  |
| 繰延税金資産の純額    | 179,408千円 |

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

|                      |       |
|----------------------|-------|
| 法定実効税率               | 35.5% |
| (調整)                 |       |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目   | 1.2%  |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △0.0% |
| 役員賞与引当金              | 0.4%  |
| 住民税均等割               | 1.0%  |
| 試験研究費税額控除            | △1.8% |
| 雇用促進税制による税額控除        | △0.4% |
| 生産性向上設備取得による税額控除     | △0.5% |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | 2.4%  |
| 評価性引当額の増減            | △0.2% |
| その他                  | △0.0% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率    | 37.6% |

- (3) 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が2015年3月31日に公布され、2015年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.5%から2015年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.9%に、2016年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、32.2%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は17,596千円減少し、法人税等調整額が17,927千円、その他有価証券評価差額金が330千円、それぞれ増加しております。

## 7. リースにより使用する固定資産に関する注記

(借主側)

- (1) ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

- (2) オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年以内 411千円

1年超 686千円

合計 1,098千円

(貸主側)

- (1) ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

(2) オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

|      |          |
|------|----------|
| 1 年内 | 4,308千円  |
| 1 年超 | 76,072千円 |
| 合計   | 80,380千円 |

## 8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブは、将来借入金の金利変動リスクを回避するために利用する可能性はありますが、現在は行っておりません。投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び電子記録債権並びに売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、すべて3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であり、返済期間は決算日後最長で5年であります。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、売上債権管理要領に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況については与信管理サービスの契約を締結し、毎月与信会議を開催する管理体制としております。

b 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金に係る支払金利については、変動金利の動きに留意し、必要に応じて金利スワップ取引を利用する方針であります。

投資有価証券については、すべて定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

c 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務や借入金等を考慮して、月次の資金繰計画を作成するなどの方法により流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、重要性が乏しいと判断したものについては記載を省略しております。

|               | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|---------------|------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金    | 261,280          | 261,280    | —          |
| (2) 受取手形      | 1,406,675        |            |            |
| 電子記録債権        | 164,102          |            |            |
| 売掛金           | 3,661,624        |            |            |
| 貸倒引当金         | —                |            |            |
|               | 5,232,403        | 5,232,403  | —          |
| (3) 投資有価証券    | 37,785           | 37,785     | —          |
| 資産計           | 5,531,468        | 5,531,468  | —          |
| (1) 買掛金       | 3,209,824        | 3,209,824  | —          |
| (2) 未払金       | 245,852          | 245,852    | —          |
| (3) 未払法人税等    | 287,432          | 287,432    | —          |
| (4) 長期借入金（※１） | 1,725,489        | 1,724,061  | △1,427     |
| 負債計           | 5,468,598        | 5,467,170  | △1,427     |
| デリバティブ取引      | —                | —          | —          |

（※１）１年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び電子記録債権並びに売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、受取手形及び電子記録債権並びに売掛金については、信用リスクを個別に把握することが困難なため、貸倒引当金を信用リスクと見做し、時価を算定しております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所等の価格によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。



#### (4) 長期借入金

変動金利による長期借入金の時価については、短期間で市場金利を反映しております。また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利による長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

#### 9. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、三重県において、賃貸用の土地を所有しております。

当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は2,039千円（賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

|          |       |           |
|----------|-------|-----------|
| 貸借対照表計上額 | 期首残高  | 109,520千円 |
|          | 期中増減額 | －千円       |
|          | 期末残高  | 109,520千円 |
| 期末時価     |       | 106,672千円 |

(注) 期末時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づく金額を適切に市場価格を反映させていると考えられる指標を用いて時点補正した金額によっております。

#### 10. 関連当事者との取引に関する注記

##### (1) 関連当事者との取引

親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

| 種 類 | 会社等の名称<br>又は氏名 | 所在地         | 資本金又は<br>出資金<br>(千円) | 事業の<br>内容又は<br>職業                 | 議決権等の<br>所有(被所有)<br>割合<br>(%) | 関連当事<br>者との関<br>係                      | 取引の<br>内容        | 取引金額<br>(千円) | 科目  | 期末残高<br>(千円) |
|-----|----------------|-------------|----------------------|-----------------------------------|-------------------------------|----------------------------------------|------------------|--------------|-----|--------------|
| 親会社 | 古河電気工業㈱        | 東京都<br>千代田区 | 69,395,093           | 電線、非鉄金<br>属製品及びそ<br>の他製品の製<br>造販売 | (被所有)<br>直接<br>55.2           | 商品製品の<br>販売及び原<br>材料商品の<br>仕入<br>役員の兼任 | 商品<br>製品の<br>販売  | 2,384,201    | 売掛金 | 187,316      |
|     |                |             |                      |                                   |                               |                                        | 原材料<br>商品の<br>仕入 | 10,373,844   | 買掛金 | 2,466,352    |

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 当社製品の販売については、価格その他の取引条件は提出会社と関連を有しない当事者と同様の条件によっております。
3. 材料等の購入については、市場価格等を参考にして価格交渉の上、一般取引条件と同様に決定しております。

(2) 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

古河電気工業株式会社（東京証券取引所に上場）

11. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 2,193円87銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 275円29銭   |

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2015年5月12日

F C M株式会社

取締役会 御中

#### 有限責任監査法人トーマツ

|                    |       |           |
|--------------------|-------|-----------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 新 免 和 久 ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 藤 川 賢 ㊞   |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、F C M株式会社の2014年4月1日から2015年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2014年4月1日から2015年3月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日、企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2015年5月19日

#### F C M株式会社 監査役会

|           |   |   |   |   |   |
|-----------|---|---|---|---|---|
| 常 勤 監 査 役 | 南 | 出 | 喜 | 治 | Ⓔ |
| 社 外 監 査 役 | 櫻 |   | 日 | 出 | 雄 |
| 社 外 監 査 役 | 土 | 井 |   | 博 | Ⓔ |

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の配当の件

当社の利益配分については、将来の事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、業績と配当金額との連動性を重視しております。内部留保金については、将来の成長分野及び研究開発への投資により事業・業績の拡大を図るとともに、財務体質の強化にも努めております。配当の時期については中間配当と期末配当の年2回としております。具体的な利益配分に関する基本方針は以下のとおりです。

- ① 業績に連動した配当金額とする。
- ② 配当性向の目標を30%とする。

これらの基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、下記のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金83円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は141,413,989円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2015年6月19日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 当事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条につきまして事業目的を変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が、2015年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間で責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款第28条第2項及び第36条第2項を変更するものであります。

なお、現行定款第28条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                    | 変 更 案                                                                                           |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (目的)<br>第2条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。<br>(1) (条文省略)<br>(2) 電線用心線ならびにその他線材の <u>加工</u> および販売。<br>(3) ～ (7) (条文省略) | (目的)<br>第2条 (現行どおり)<br>(1) (現行どおり)<br>(2) 電線用心線ならびにその他線材の <u>製造</u> および販売。<br>(3) ～ (7) (現行どおり) |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により<u>社外</u>取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は50万円以上であらかじめ定めた金額または、法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により<u>社外</u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は50万円以上であらかじめ定めた金額または、法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> | <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により取締役(<u>業務執行取締役等である者を除く</u>)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は50万円以上であらかじめ定めた金額または、法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は50万円以上であらかじめ定めた金額または、法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> |

### 第3号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者の<br>番号 | ふ り が な<br>( 生 年 月 日 )                | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                      | 所 有 す る<br>当 社 株 式 の 数 |
|------------|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 1          | い ち り つ<br>市 居 律 雄<br>(1951年10月31日)   | 1974年4月 古河電気工業㈱入社<br>2005年1月 古河電気工業㈱執行役員<br>関西支社長兼中国支社長<br>2007年6月 当社入社<br>当社取締役副社長<br>2008年6月 当社代表取締役社長（現任）          | 1,768株                 |
| 2          | かわ もり しん じ<br>川 森 晋 治<br>(1962年9月12日) | 1991年1月 当社入社<br>2005年1月 当社専務取締役<br>2011年6月 当社専務取締役 管理部管掌<br>2012年6月 当社専務取締役 電子機能材事業部、管理部管掌（現任）                        | 20,501株                |
| 3          | の はら あき ひろ<br>野 原 彰 洋<br>(1971年9月7日)  | 1994年4月 当社入社<br>2006年2月 当社電子機能材事業部営業部長<br>2008年6月 当社電子機能材事業部長兼電子機能材事業部営業部長<br>2013年6月 当社取締役電子機能材事業部長兼電子機能材事業部営業部長（現任） | 2,792株                 |
| 4          | にい やま てる お<br>新 山 晃 生<br>(1963年7月21日) | 1986年4月 古河電気工業㈱入社<br>2013年4月 古河電気工業㈱戦略本部経営企画室主査（現任）<br>2014年6月 当社取締役（現任）                                              | 0株                     |

（注） 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

2. 新山晃生氏は、社外取締役候補者であります。



3. 社外取締役候補者とする理由及び社外取締役との責任限定契約について

(1) 社外取締役候補者とする理由について

新山晃生氏につきましては、電子部品業界に関する造詣が深く、古河電気工業㈱での経歴及び経験を活かして、当社に助言をいただくことで、経営体制が更に強化できると判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

(2) 社外取締役との責任限定契約について

当社は、社外取締役が期待される役割を充分発揮できるよう、当社定款において、社外取締役（第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合は、取締役（業務執行取締役等である者を除く））との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。

これにより、社外取締役候補者である新山晃生氏当社との間で責任限定契約を締結しております。なお、同氏が社外取締役に再任された場合には、当該契約を継続する予定です。

その契約内容の概要は、以下のとおりであります。

- ① 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ② 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の執行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

4. 新山晃生氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

5. 2015年5月19日現在において、新山晃生氏は、古河電気工業㈱の業務執行者であります。同社は当社の親会社であり、特定関係事業者に該当します。

6. 新山晃生氏は、過去2年間に於いて当社の特定関係事業者である古河電気工業㈱から使用人としての給与等を受けております。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

メ モ

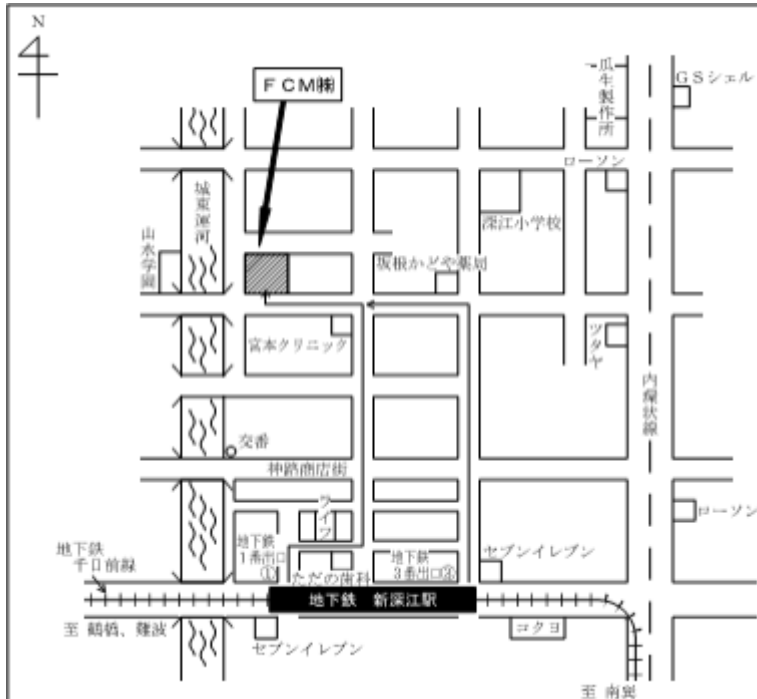
Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

# 株主総会会場ご案内図

会場：大阪市東成区神路三丁目8番36号

当社本店 多目的ホール

TEL 06-6975-1324 FAX 06-6976-0174



最寄駅 地下鉄（千日前線）新深江駅  
①番又は③番出口より徒歩約8分

[新大阪駅より]

- ・地下鉄（御堂筋線）なんば駅乗換え  
地下鉄（千日前線）新深江駅下車

[鶴橋駅より]

- ・地下鉄（千日前線）新深江駅下車

お願い

- ・駐車場の準備がございませんので、公共交通機関にてご来社ください  
ますよう、お願いいたします。
- ・事業の都合上、全館禁煙にご協力ください。

※詳細な地図がご入用の方はお申し出ください。